

一般社団法人長野県サッカー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県サッカー協会（英文名NAGANO PREF.FOOTBALL ASSOCIATION）と称する。（以下、本会という。）

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、長野県サッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技及びフットサル競技、ビーチサッカー（以下、「サッカー競技」という。）の普及振興を図り、もって長野県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業及び事業年度)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会開催事業
- (2) 広報普及事業
- (3) 育成強化事業
- (4) 指導者養成事業
- (5) 審判員養成事業
- (6) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

2 前項の事業は長野県において行うものとする。

3 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(種 類)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人並びに本条第4号の登録会員の推薦を受けたチーム若しくは団体の代表者又は個人。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は法人。
- (3) 特別会員 本会に功労のあった者、又は学識経験者で理事会から推薦され、総会において承認された者。

(4) 登録会員 第45条第1項各号に規定するチーム若しくは団体又は個人。

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申請書による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。但し、登録会員のうち正会員に推薦された団体の代表者又は個人は除くものとする。

- 2 特別会員に推薦されたものは、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- 3 登録会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の手続きをもって入会するものとする。ただし、第45条第1項第1号から第5号に規定する登録会員は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本サッカー協会」という)の定めるインターネットを利用した登録システムによる所定の手続（以下「Web登録」という。）を行ったときに入会したものとみなす。

（入会金及び会費等）

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、登録会員のうち正会員に推薦された団体の代表者又は個人は除くものとする。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員のうち功勞により推薦された会員は、理事会の決議により会費を免除することができる。
- 4 登録会員は、第46条に定める登録料を納入したときに当該入会金及び会費を納入したものとみなす。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、理事会の承認を経て任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会における正会員の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (2) 登録会員が継続してWeb登録をしなかったとき。
- (3) 第7条における支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 後見または保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(拋出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項及び法令で定められた事項を決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (2) 監査報告
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他

(開 催)

第14条 総会は、毎事業年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。

- 2 前項の場合における第18条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した監事及び正会員の中から選任された議事録署名人は前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき会長を代行する副会長を代表理事として選定し、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行するものとし、代行期間は任期の最終理事会を上限とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員（法人の場合にあってはその代表者）の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって選任する。また、常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の

執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長及び常務理事は理事会の決議に基づき、会長及び専務理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行状況と、この法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬を支給することができる。

第6章 顧問及び会友

(顧問)

第27条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。

4 顧問は、無報酬とする。

(会友)

第28条 本会に会友を置くことができる。

2 会友は、理事経験者の中から希望する人が理事会の承認を得て選任される。

3 会友は、総会で別に定める会費を納めなければならない。

4 会友は、本会の運営に関し、会長及び理事会の諮問に応じる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定。

(2) 理事の職務執行の監督。

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職。

(開 催)

第31条 理事会は毎年4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法令の定めにより、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明確にし、書面又は電磁的方法により少なくとも開催日の7日前に通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会には本人が必ず出席することとし、書面による委任欠席は認めない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をした時は、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 種別委員会等

(種別委員会等)

第37条 本会の事業遂行のため、理事会の決議に基づき、種別委員会、専門委員会、特別委員会(以下「種別委員会等」という)を置くことができる。

- 2 種別委員会等は第2章に定める事業に必要な調査、立案を分担する。
- 3 種別委員会等の組織及び運営に関する規定は理事会において別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事会が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第39条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款。
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類。
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書。
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類。
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類。
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類。
- (7) 財産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類。
- (8) その他必要な帳簿及び書類。

第10章 会 計

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し理事会の承認を得る。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第11章 加盟登録及び登録料

(加盟登録)

第45条 次の各号に規定する者は、本会に加盟登録しなければならない。

- (1) 日本サッカー協会に加盟登録しようとするチーム（以下、「登録チーム」という。）
- (2) 日本サッカー協会又は日本サッカー協会加盟団体が主催するサッカー競技大会、フットサル競技大会、ビーチサッカー大会に出場しようとするチーム及び選手。
- (3) 日本サッカー協会に審判員又は審判指導者の登録をしようとする者。
- (4) 日本サッカー協会に指導者の登録をしようとする者。

2 前項第1号の登録チームは、所属する選手を本会に登録する。

(登録料)

第46条 前条各号に規定する者は、総会において別に定める登録料を、本会に納付しなければならない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

(解 散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金の分配)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする時に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公 告)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第4条第3項の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は平林 正光とする。
- 4 第6条及び第7条の規程に係らず、社団法人長野県サッカー協会の会員であった者が引き続きこの法人の会員となった場合は、入会金は徴収しない。
- 5 従前の社団法人長野県サッカー協会に帰属する一切の権利義務は、本会が継承する。

上記定款は、2015年2月20日社員総会定款一部変更決議に基づき作成された定款であり、当法人の現行定款に相違ありません。